

3川健高事第1227号  
令和4年 1月 31日

各有料老人ホーム設置者 様

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課長

有料老人ホーム経営状況等報告書の提出について(依頼)

高齢福祉行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、有料老人ホームの運営状況等を把握するため、川崎市有料老人ホーム設置運営指導要綱(以下「要綱」という。)第14条の規定に基づき、毎年7月1日現在開設の施設に標記報告書の提出をお願いしており、令和3年度につきましては、介護報酬改定に伴う重要事項説明書の様式改正を行っていたため、改めて依頼をすることとしておりました。

この度、重要事項説明書の様式改正を行いましたので、お忙しいところ大変恐れいたしますが、次の書類について令和4年2月28日(月)までに当課あてにご提出いただきますようお願いいたします。

なお、要綱第16条の規定により市ホームページ等を通じて公開することとされております。

**※本年度につきましては、提出書類は全てEメールにてご提出いただきますようお願いいたします。なお、来年度以降の提出方法につきましては、介護サービス情報公表システムの導入を検討しております。**

1 提出書類

- (1) (第8号様式) 有料老人ホーム経営状況等報告書
- (2) 直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表
  - ・運営法人のものを添付してください
  - ・複数施設一括で提出する場合、添付は1部で構いません
- (3) 長期資金収支計画書及び長期損益収支計画書
  - ・それぞれ最新のを添付してください
  - ・計画を見直した場合、見直す前の計画と比較して、収支等が悪化することが見込まれる場合(直近の事業収支決算額が赤字の場合)は、その原因及び対処方針を記載した資料を添付してください
  - ※見直し、変更等を行っていないければ添付を省略できます。ただし添付を省略する場合はその旨を明記してください。
- (4) 有料老人ホーム重要事項説明書
  - ・令和4(2022)年2月1日に改正された新様式を用いて作成してください。
  - ・令和3年7月1日現在の状況を記入してください。
  - ・(別添1)事業主体が当該都道府県、指定都市、中核市内で実施する他の介護サービス等、(別添2)有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表及び、(別添3)川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針適合表を添付してください。

(5) (第8号様式の別紙) 運営懇談会開催状況報告書

- ・報告期間は、令和2年7月1日から令和3年6月30日までとしてください。
- ※報告期間中に運営懇談会を開催していない場合は、理由を付してその旨を記載してください。

(6) 最新の入居者募集用パンフレット、チラシ及び新聞広告等

- ※見直し、変更等を行っていない場合は添付を省略できます。

## 2 留意点

- (1) 複数の施設を運営している法人については、法人、施設どちらで提出していただいても構いません。

- (2) (第8号様式) 有料老人ホーム経営状況等報告書及び(第2号様式) 有料老人ホーム重要事項説明書は、必ず川崎市のホームページから様式をダウンロードして作成してください。

※URL <https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000020985.html>

有料老人ホームの検索が容易となるよう、介護サービス情報公表システムの生活関連情報に有料老人ホーム情報を掲載・検索できる機能が追加されました。また、同システムに情報登録することで、災害時情報共有システムの機能も使用できるようになります。

有料老人ホーム重要事項説明書の様式は、介護サービス情報公表システムの生活関連情報に情報を登録するフォームと同じものとなっております。様式の変更(行を追加する等)をせず、Eメールで御送信ください。

設置者の皆様におかれましては、趣旨を御理解いただき、情報登録に御協力いただきますようお願いいたします。

### 参考資料

(URL <https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000020985.html> に掲載しています)

- ・介護サービス情報公表システム(生活関連情報)への有料老人ホームの情報公表・検索機能追加等について(令和3年6月23日事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援課)
- ・介護施設・事務所等における災害時情報共有システムについて(令和3年6月23日事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援課)
- ・災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について(令和3年4月15日老発0415号第5号厚生労働省老健局長ほか)

- (3) 有料老人ホーム重要事項説明書の内容は、最新の入居契約書や管理規程の内容や実際の運営状況を正しく反映させてください。変更届が必要な内容で、届出漏れがある場合は、別途変更届を提出してください。

- (4) 有料老人ホーム重要事項説明書を作成する際の年月日、金額の単位及び面積の単位等については、記入例による標記及び単位で記載をしてください。

なお、川崎市に当初提出されている重要事項説明書の記載表示と相違の場合でも変更届の提出は必要ありません。

- (5) 提出書類をEメールで送信する際には、件名を【有料老人ホーム】経営状況報告書\_施設名としてください。

※法人より送信する場合は、施設名を法人名と読み替えてください。

また、報告様式（ファイルの種類：Word等）は、PDF等に変更しないでください。

(6) 平成29年度から別添3の川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針適合表が追加になっておりますのでご注意ください。

3 提出期限

令和4年2月28日（月）

4 送信先Eメールアドレス

40kosui@city.kawasaki.jp

（ 問い合わせ先  
事業者指導係 担当 富澤  
電話 044（200）2910 ）

★提出前にお読みください。

1 (第8号様式) 有料老人ホーム経営状況等報告書

○施設名、設置地等の記載漏れはありませんか？

2 財務諸表

○直近の事業年度のものとなっていますか？

3 有料老人ホーム重要事項説明書

○作成日は、令和3年7月1日になっていますか？

○記載漏れ、誤字脱字はありませんか？

○**時点更新が必要な内容**(直近の事業収支決算額、入居状況等及び職員体制等)は**更新**されていますか？

○(別添1) 事業主体が当該都道府県、指定都市、中核市内で実施する他の介護サービス等及び(別添2) 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表は添付されていますか？

○(別添3) 川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針適合表は添付されていますか？

○(入居一時金の設定がある施設) 返還金の算定方法は平成30年4月1日改正老人福祉法に準拠した内容となっていますか？

○短期解約特例の期間は「3月」になっていますか？

※「90日ルール」は「3月」と期間が規定されました

○返還金の算定方法は「日割り計算」となっていますか？

※これから返還金算定方法を変更する場合は、市への事前相談後、入居者へ説明を行い、同意を得たうえで、変更届の提出が必要となります。

<よくある質問>

様式は、どこからダウンロードするのか。

川崎市のトップページから、次のように移っていただいた場所にあります。

トップページ⇨

くらし・手続き ⇨

福祉・介護 ⇨

高齢者・介護保険 ⇨

介護保険制度 ⇨

事業者入口 ⇨

事業者指定関係書類 ⇨

有料老人ホーム ⇨

有料老人ホーム届出関係

開設後間もない施設についても、今回の経営状況報告書を提出したほうがよいのか。

調査対象年度の7月1日時点で開設済みの施設を対象として依頼しており、全施設から提出していただくことになっておりますので、お手数ですがご協力をお願いいたします。

当社では貸借対照表を作成していないが、提出しなければならないのか。

会社によっては必ずしも貸借対照表という名称ではないのかもしれませんが、それに該当するものを作成し、提出してください。

長期資金収支計画書及び長期損益終始計画書は提出しなければならないのか。

見直しを行った場合以外は、提出しなくて構いません（収支状況が悪化している場合は見直した上で提出してください）。

(別紙) 運営懇談会開催状況等報告書の「参加者数/入居者数」欄のカウント方法は。

「参加者数/入居者数」欄については入居者と家族両方が出席しても1名、入居者は出席せず家族のみ参加しても1名(つまり1入居契約につき1名)としてください。

重要事項説明書の8職員体制の中の要介護者・要支援者に対する直接処遇職員体制欄について、「要支援の人数」と「要介護者の人数」の前々年度及び前年度の平均値はどのように算出するのか。

当該年度(4月1日～翌年3月31日)の全利用者数の延数を当該年度の日数で除して得た数(小数点第二位以下を切り上げ)としてください。

昨年7月以降に利用料の変更をしていたが、川崎市に変更届をしていなかった。重要事項説明書の利用料はどのように記載すればよいか。

今回作成していただく重要事項説明書は今年度7月1日現在の状況を記載していただくことになります。変更届を提出していない場合には、顛末書を同封の上、変更届を速やかに提出してください。また、利用料に限らず、市へ変更届が必要にもかかわらず、届出を行っていない場合には、速やかに変更届の提出を行ってください。

重要事項説明書の直近の事業収支決算額欄はどのように算出・記載すればよいか。

欄外記載の※2のとおりです(原則として、収益は売上高+営業外収益、費用は売上原価+販売費及び一般管理費+営業外費用、損益は経常利益とする。)

重要事項説明書には、(別添1)事業主体が当該都道府県、指定都市、中核市内で実施する他の介護サービス等、(別添2)有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表及び(別添3)川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針適合表がありますが、全て必ず添付する必要があると考えてよいか。

(別添1)事業主体が当該都道府県、指定都市、中核市内で実施する他の介護サービス等、(別添2)有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表及び(別添3)川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針適合表は、全て必ず添付する必要があります。

期日までに提出できない。どうしたらよいか。

必ず期日までにご提出いただくのが原則です。もし万が一、期日までに提出できない場合は高齢者事業推進課まで「担当者、連絡先、期日までに提出できない理由、いつまでに提出できるか」を御連絡ください。